

栃木県警察旗等の取扱いに関する規程の制定について（例規）

昭和 54 年 12 月 26 日  
栃務第 2502 号  
栃木県警察本部長通達

栃木県警察旗等の取扱いに関する規程（昭和 54 年 12 月 26 日栃木県警察本部訓令第 15 号）の制定に伴い、制定の趣旨及び運用上の留意事項を定めたものである。